解散公告

当組合は、平成二十七年三月二十日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十日

島根県大田市長久町長久口二二五番地二

協同組合山陰灯友会

代表清算人　難波　治夫

解散公告

当社は、平成二十七年四月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十日

山口県岩国市南岩国町三丁目二八番一七号

有限会社岩国建業

清算人　水間　榮子

解散公告

当社は、平成二十七年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十日

福岡市東区社領三丁目七番二二号

株式会社エクスプレス九州

代表清算人　合田　真治

解散公告

当社は、平成二十七年四月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十日

宮崎県東諸県郡綾町大字北俣四一八一番地一

株式会社ひむか食品

代表清算人　市坪　洋德

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十日

東京都千代田区三崎町二―九―六

財団法人保健文化協会

清算人　山岡　健己

（連絡先　川崎市川崎区池上町五―七）

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年五月十二日付東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十日

東京都府中市本宿町二丁目八番地の一

国立市下新田土地区画整理組合

代表清算人　西野　利夫

解散公告（第二回）

当党は、平成二十七年四月三十日次世代の党との合併により解散いたしましたので、当党に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十日

東京都千代田区紀尾井町三番地三三

太陽の党

清算人　園田　博之

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十日

秋田県秋田市雄和妙法字糠塚九番地

農事組合法人雄和トールケーゼ組合

清算人　工藤　正

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年三月三十一日埼玉県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十日

埼玉県熊谷市中央一丁目八番地

学校法人熊谷盲学校

清算人　新島　一英

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年四月十一日開催の労働組合大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十日

佐賀県伊万里市山代町久原字下場二八七二番地九

住友林業クレスト九州工場労働組合

清算人　大島　博文

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年十一月二十三日開催の臨時社員総会の決議並びに長崎県知事の認可により、平成二十七年二月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十日

長崎市深堀町一丁目九二番地四

医療法人秋山外科医院

清算人　秋山　壽男

公益信託能登町エンデバーファンド21第十九期決算公告

一、事業概要

平成二十六年度は「能登活勢会」他計八グループに対し、計一六〇三万円の助成金を交付した。

二、財産目録（平成二十七年三月三十一日現在）

資産の部　四九、三八八、七八二円

負債の部　〇円

正味信託財産　四九、三八八、七八二円

平成二十七年五月二十日

東京都中央区京橋三丁目八番一号

公益信託能登町エンデバーファンド21

受託者　株式会社しんきん信託銀行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道網走市駒場南四丁目二番、最後の住所北海道網走市台町三丁目四番三号

被相続人　亡　本田　義男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十日

事務所北海道北見市北四条東一丁目一一

双進ビル六階　横田大樹法律事務所

相続財産管理人　弁護士　横田　大樹